

令和 6 年 滑川町農業委員会 第 4 回総会 議事録					
召 集 月 日		令和 6 年 4 月 18 日 (木)			
開 会		令和 6 年 4 月 25 日 (木) 午前 9 時 25 分			
閉 会		令和 6 年 4 月 25 日 (木) 午前 10 時 15 分			
議 長		北堀 高 茂	代理議長		仮議長
各 委 員 出 席 状 況					
農 業 委 員 (14 名中 14 名出席、0 名欠席)					
1	杉 田 京 子	出 席	8	齋 藤 哲 男	出 席
2	飯 塚 久 雄	出 席	9	能 見 義 夫	出 席
3	赤 沼 裕	出 席	1 0	田 幡 只 夫	出 席
4	北 堀 高 茂	出 席	1 1	石 川 光 男	出 席
5	大 嶋 剛	出 席	1 2	井 上 茂 昭	出 席
6	吉 田 利 好	出 席	1 3	吉 田 昇	出 席
7	齋 藤 美 津 子	出 席	1 4	贅 田 基 司	出 席
農地利用最適化推進委員 (9 名中 8 名出席、1 名欠席)					
下福田	小 林 隆	出 席	伊 古	瀬 上 勉	出 席
上福田	小 久 保 透	出 席	中尾・水房	山 下 武	出 席
山 田	服 部 雅 俊	欠 席	羽尾 1	田 島 康 男	出 席
土 塩	杉 田 照 秋	出 席	羽尾 2	矢 島 一 男	出 席
和泉・菅田	鈴 木 康 夫	出 席			
参 与 者		書 記		事 務 局	
議長は、出席委員が定数に達したので開会を宣言し、日程第 1 により 会議録署名委員及び会議書記を指名した。					
会議録署名委員	3 番	赤 沼 裕	5 番	大 嶋 剛	

第 4 回 総 会 審 議 議 案		
日程第 1		議事録署名委員の指名
日程第 2	議案第 17 号	農地法第 3 条（委員会）について
日程第 3	議案第 18 号	農地法第 5 条（知事）について
日程第 4	議案第 19 号	農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について(利用権設定)
日程第 5	議案第 20 号	農地中間管理事業法による農用地利用集積等促進計画について
日程第 6	議案第 21 号	農地法第 3 条の 3（相続等による権利移動）について
日程第 7	議案第 22 号	農地法第 5 条（届出）について

顛 末

○開 会

事 務 局 皆さん、おはようございます。令和6年第4回の農業委員会総会を始めさせていただきます。最初に北堀会長よりご挨拶を頂きたいと存じます。欠席の報告ですが、農地利用最適化推進委員ですが、山田地区服部雅俊委員より欠席届が提出されておりますので報告させていただきます。最初に北堀会長、宜しくお願い致します。

会 長 委員の皆さん、おはようございます。令和6年第4回の総会に、お忙しい中ご出席いただきまして大変ありがとうございます。また、本日提案された議案ですが慎重審議をお願い致しまして、私の挨拶とさせていただきます。大変ありがとうございました。

事 務 局 ありがとうございました。それでは総会を始めさせていただきます。滑川町農業委員会会議規則第4条で会長は会議の議長となり議事を整理するとございます。北堀会長に議長をお願いして進めて参りたいと思いますので、宜しくお願い致します。

議 長 はい。滑川町農業委員会会議規則によりまして、議長を務めさせていただきます。只今の出席委員は、14名中14名であります。滑川町農業委員会会議規則第6条の規定による定足数に達しております。令和6年滑川町農業委員会第4回総会は成立を致しました。これより開会致します。なお、本日の総会に農業委員会等に関する法律第29条第1項の規定により農地利用最適化推進委員の出席を求めています。本日出席の農地利用最適化推進委員は、9名中8名で服部推進委員が欠席でございます。質疑がある場合は、挙手後、許可を得て、農業委員は議席番号、氏名を名乗ってから、農地利用最適化推進委員は担当地区、氏名を名乗ってから発言をお願いします。

議 長 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。滑川町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させて頂くことにご異議ございませんか。

(委員より、異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。それでは、本日の議事録署名委員は、議席番号 3 番赤沼委員、議席番号 5 番大嶋委員にお願い致します。なお、会議書記は事務局の菅野主任にお願い致します。なお、会議書記は事務局の菅野主任にお願いします。以上で日程第 1 を終わります。

○議案審議

議 長 日程第 2、議案第 17 号「農地法第 5 条について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは事務局より、議案第 17 号「農地法第 3 条(委員会)について」をご説明いたします。今月の申請件数は 2 件、合計 1,666 m²になります。申請番号 1 を説明、朗読させていただきますので、議案書の 1 頁、図面は議案第 17 号資料 1 と記載されているものをご覧ください。それではご説明致します。番号 1 申請地は比企郡滑川町大字〇〇〇字〇〇〇×××番×××、田、農振農用地、987 m²になります。市街化調整区域の中には農振地域内農地と農振地域外農地があり、農振地域内の農地の中にはさらに農用地と呼ばれる青地の農地が存在しています。今回の農振農用地は農業のために使わなければならない土地になります。譲渡人は、〇〇〇県〇〇〇市〇〇〇×××〇〇〇、□□□様です。譲受人は、〇〇〇市〇〇〇×××〇〇〇、□□□様です。申請者の町内の経営規模については、譲受人は居住している〇〇〇市内において、〇〇〇市農業委員会に照会を行い、3 月 11 日付けで、所有・耕作している農地はなしと回答がありました。申請理由ですが、自家消費畑として利用したいため、売買により農地の所有権を取得したいというものになります。農地法第 3 条に関しては、農業委員会で許可をすることになります。審査基準としまして同法 3 条 2 項に該当した場合、法的に許可をしてはならないことになり、それは、経営状況調査等をもとに判断となりますが、今回譲受人は所有・耕作している農地はございません。そのため取得する農地について、適正に耕作ができるか、耕作計画を見ての審査になります。今回は初めての審議ということですので、机の上に資料を置かせ

ていただきました。資料は今後の審議の参考としてお持ち帰りいただきで大丈夫なものです。その中で「農地法第3条審査」と記載している資料をお手元にご用意ください。簡単ですが補足説明をいたします。研修会でもお話があったかと思いますが、農地法第3条の許可においては、要件がございます。今回のケースでは、配布した資料にマークをしているポイントがクリアできているかということが判断の基準になります。全部効率利用要件、農業作業従事要件、周辺農地等の関わりなどの考え方の詳細が記載されておりますので、今後の3条許可の参考資料としてご利用ください。また、こちらの案件は、3月総会で一度審議をかけており、その時点では申請地は違反是正の途中であり、境界等が確認できないことから保留となっており、今回再審議となります。ご審議のほど宜しくお願い致します。

議 長 はい。ありがとうございます。事務局より説明が終わりました。この件につきまして、現地調査報告を班長さん、担当委員さん及び担当区域の推進委員さんよりお願い致します。

9 番 3班班長9番能見です。現地調査の結果につきまして、報告をいたします。4月20日土曜日午前8時より、3班農業委員2名、農地利用最適化推進委員2名で現地調査を実施いたしました。なお、詳細につきましては、担当委員であります石川委員に説明をお願いいたします。

11 番 はい11番石川光男です。4月20日に現地調査した時点では、土はある程度取り除かれていましたが、まだ石が入っていたり、ならしたりとかの原状復帰は未了であり、農地法第3条第2項第1号における申請地を含めた農地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行なうとは認めにくいと考えられます。3月の総会で保留になったこともありますから、今回は不許可ということにさせていただき、もし、原状復帰がされるのであれば、その時点でまた再申請をしていただければと思います。よろしく申し上げます。

議 長 他にはございますか。ただいま班長さん、担当委員さん及び担当区域の推進委員さんから、詳細な説明を頂きました。これより

質疑に入ります。この件につきまして、ご意見ご質問がありましたら挙手をお願いします。

(委員からの意見なし)

議長 それでは無いようですので、議案第 17 号番号 1 の審議を行います。担当委員より説明があったとおり、農地法第 3 条第 2 項第 1 号における申請地を含めた農地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行なうとは認められないということで不許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(委員全員の挙手あり)

議長 全員賛成ですので、議案第 17 号番号 1 については、不許可と決定しました。以上で番号 1 を終わります。

議長 続きまして議案第 17 号番号 2 について事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは申請番号 2 を説明、朗読させていただきますので、同じく議案書の 1 頁、図面は議案第 17 号資料 2 と記載されているものをお手元にご用意下さい。それではご説明致します。番号 2 申請地は比企郡滑川町大字〇〇〇字〇〇〇×××番×××、畑、農振地域内の農地、679 m²、になります。農振地域とは農業振興地域の略称で、農振地域内の農地とは、滑川町では市ノ川より北側の農地を示しています。農振地域内にあるということは、農地の整備の計画を検討できる区域のことです。譲渡人は〇〇〇町大字〇〇〇×××番地×××、□□□様です。譲受人は〇〇〇町大字〇〇〇×××番地×××、□□□様です。申請者の町内の経営規模については、議案書記載のとおりです。申請理由ですが、営農規模を拡大したいため、贈与により農地の所有権を取得したいというものになります。農地法第 3 条に関しては、農業委員会で許可をすることになります。審査基準としまして同法 3 条 2 項に該当した場合、法的に許可をしてはならないことになり、それは、経営状況調査等をもとに判断となります。取得する農地適正利用を含めての審査になりますので、ご審議のほど宜しくお願い致します。

す。

議 長 はい。ありがとうございました。この件につきまして、現地調査報告を班長さん、担当委員さん及び担当区域の推進委員さんよりお願い致します。

3 番 4 班班長 3 番の赤沼裕です。現地調査の結果につきまして報告します。今回 4 班では 2 件の申請があり、4 月 20 日土曜日 8 時 30 分より、農業委員 4 名、農地利用最適化推進委員 2 名で、順次申請案件の現地確認を行いました。なお、詳細につきましては、地区の担当であります。田幡委員に報告をお願いします。

10 番 4 班、10 番田幡只夫です。ただいま班長から報告がありましたように現地調査を 20 日午前 8 時 30 分より現地調査を行いました。申請地につきましては、〇〇〇を出て町道を〇〇〇に〇〇〇方面に向かい、〇〇〇の交差点の先、×××m ほど行った右側の一筆で送りの土地になります。本件につきましては、譲渡人の、□□□様は、相続により受けた土地であります。〇〇〇町から耕作に来るのは不可能ということで、兄妹の姉の□□□様に譲渡したいというような経過になっております。□□□様は、現地より×××m ほど離れた場所にお住まいで、農機具についてもトラクター 1 台、耕運機 1 台、草刈り機 1 台、その他農業用具一式を備えております。現在の耕作地については、依頼にあります土地については耕作をし、主に野菜の作付けを行っております。先ほど申し上げましたように当該地につきましては、自宅から×××m ほどなので、トラクターの輸送が可能なところがございます。しかしながら現地は、今まで耕作してなかった農地で掘り起こしをして、草の根、篠の根を取り除く必要があらうかと思えます。現地につきまして、境界杭が確認をされておりますが、4 ヶ所目印の鉄筋の棒が立っておりましたが、境界のコンクリート標柱が地上から目視できたのは 1 ヶ所のみですが、現地は測量してあるようでした。以上のようなことから本件につきましては特に問題はないと思われますので、慎重ご審議をよろしく願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございました。ほかにはございませんか。

推進委員 はい、〇〇〇地区推進委員□□□です。よろしくお願いします。

隣地調査を行った結果、申請地は、周辺農地への影響はなく、特に問題は無いと思われます。審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ほかにございますか。

ただいま班長さん、担当委員さん及び担当区域の推進委員さんから、詳細な説明を頂きました。これより質疑に入ります。この件につきまして、ご意見ご質問がありましたら挙手をお願いします。

(委員からの意見なし)

議 長 それでは無いようですので、議案第 17 号番号 2 については、許可相当にすることに賛成の方の挙手をお願いします。

(委員全員の挙手あり)

議 長 全員賛成ですので、議案第 17 号番号 2 については、申請のとおり許可相当と決定いたします。日程第 2 議案第 17 号は以上となります。

議 長 日程第 3 議案第 18 号農地法 5 条についてを議題といたします。それでは事務局より説明をお願いします。

事 務 局 議案第 18 号農地法第 5 条(知事)についてをご説明いたします。今月の申請件数は 2 件、1,954 m²の転用申請が審査対象となります。それでは番号 1 を説明、朗読させていただきます。議案書は 2 頁、図面は議案第 18 号資料 1－①から②と記載されているものをご確認下さい。それでは説明致します。番号 1、申請地は比企郡滑川町大字〇〇〇字〇〇〇×××番×××、畑、農振地域内の農地、429 m²になります。農地の区分は 10ha 未満の農業公共投資を行っていない小集団農地であるため、2 種農地と判断いたします。申請人ですが譲渡人は、〇〇〇町大字〇〇〇×××番地×××、□□□様です。譲受人は〇〇〇市〇〇〇×××、□□□様となります。申請事由ですが、売買により所有権を取得し、自己用住宅

を建築する為、転用したいというものです。農地転用となる4条、5条における基準について簡単に説明いたします。参考資料に農地の区分についての資料を用意してあります。農地には区分があり、農振農用地、通称青地と呼ばれるもの、甲種農地、1種農地、2種農地、3種農地及び市街化農地という分類になります。これらは立地基準と呼ばれ、今回の農地は2種農地ということで、その農地で行う必要性があるかが基準となっております。その他一般基準としては、資料に記載されている種別ごとの内容がクリアされることが必要で、この立地基準と一般基準の双方を満たして、初めてやむを得ない転用と判断されることになります。ご審議の程宜しくお願い致します。

議長 この件につきまして、現地調査報告を班長さん、担当委員さん及び担当区域の推進委員さんよりお願い致します。

13 番 1班班長 13番吉田昇です。現地調査を4月20日午前8時30分より調査を行いました。農業委員3名、農地利用最適化推進委員2名で行いました。詳細につきましては、担当委員であります井上委員にお願いいたします。

推進委員 12番井上です。現地調査の説明をさせていただきます。申請場所につきましては、〇〇〇を右折して、〇〇〇方面へ向かい、×××キロほど行ったところを右折し、さらに×××キロほど、いった左側が申請地です。申請目的は、申請人の□□□さんが、譲渡人の□□□さんの所有する土地に自己用住宅を建築するためです。理由書がありますので、読ませていただきます。現在、私達は妻の実家で同居しております。家族も増え手狭になったため独立して自己用住宅を建設したいと考えました。私は、土地建物を所有していないことから、建築地を探したところ、申請地を見つけることが出来ました。申請地は、主要道路にも近く、住宅も近くにありライフラインも整っているため建築地に選定いたしました。申請地は農地であるため、今回、農地転用許可を申請いたします。以上の理由により、5条申請をいたします。面積は429平米です。建築計画は明確にできています。資金面も確保されて

おります。排水計画は、5 人用合併浄化槽を使用し、町道側溝に放流いたします。雨水は浸透枿を設置いたします。万が一被害が生じた場合は責任を持って対処いたします。以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。ほかにはございますか。

推進委員 はい。〇〇〇地区推進委員の□□□です。先ほど担当地区の農業委員の井上さんから報告のとおり、4 月 20 日 8 時 30 分から、現地調査を実施しました。現地は斜面の北東の畑ですが、適正に管理されていました。5 条 1 項の規定による許可申請と照らし合わせながら、境界の確認および雨水の流出等、経路などを確認しました。先に説明あったように隣地、隣接農地への影響が見受けられないことから、理由書の内容であれば、当該申請に問題はないと思います。協議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。ほかにはございますか。

ただいま、班長さん、担当委員さんおよび担当地区の推進委員から詳細な説明をいただきました。これより質疑に入ります。この件につきまして、ご意見ご質問がありましたら挙手をお願いいたします。

(委員からの意見なし)

議長 それではないので、申請の通り、許可相当とすることに賛成の方の挙手をお願いします。

(委員全員の挙手あり)

議長 はい全員賛成ですので、議案第 18 号番号 1 については、許可相当と決定し、埼玉県知事に意見を送付いたします。

議長 続きまして議案第 18 号番号 2 の説明を事務局よりお願いします。

事務局 続きまして番号 2 を説明させていただきます。議案書は同じく 2 頁、図面は議案第 18 号資料 2－①から⑤と記載されているものをご確認下さい。それでは説明致します。番号 2、申請地は比企郡滑川町大字〇〇〇字〇〇〇×××番×××、畑、農振区域外の農地、

1,525 m²になります。農地の区分は10ha未満の農業公共投資を行なっていない小集団農地であるため、2種農地と判断いたします。申請人ですが譲渡人は、〇〇〇町大字〇〇〇×××番地×××、□□□様です。譲受人は〇〇〇市〇〇〇×××、□□□様です。申請事由ですが、売買により所有権を取得し、分譲住宅7棟を建築する為、転用したいというものです。ご審議の程宜しくお願い致します。

議 長 はい。ありがとうございました。この件につきまして現状の調査報告を班長さん担当委員さん担当地区の推進委員さんをお願いいたします。

3 番 4班班長3番の赤沼裕です。4月20日土曜日、先ほどの3条申請と同様に申請案件の現地確認を行いました。なお詳細につきましては、地区の担当であります大嶋委員に報告をお願いします。

推進委員 はい。4班、5番の大嶋剛でございます。ただいま、班長がおっしゃった通り、4月20日午前8時より、現地調査を行いました。この土地は、〇〇〇から北に向かい、信号右折し、町道×××号線を約×××m行ったところの土地です。本件物件につきましては、既に隣接する南側の土地が開発されており、宅地分譲が進んでいる地点の土地でございます。開発当初の話によりますと、この土地が当初計画に対しては、買収が可能ではなかったということから、今回、地主さんと交渉し、買収が可能となったので、□□□氏が買収をし、分譲住宅を計画していきたいというものでございます。理由書がありますので、読み上げさせていただきます。理由書、私は〇〇〇市内で、平成18年から宅地建物取引業を営んでおります。事業計画地は都市計画法第34条11号の区域に該当し、建売分譲が可能であります。周辺に大きな農地等はなく、事業計画が農地に影響を及ぼすことは考えにくいです。市街化地域区域に近く、前面道路も過去に私が整備し、滑川町に寄贈しております。これらのインフラ施設への接続利用が可能であり、〇〇〇から×××mと近く、通勤通学、買い物等の居住環境に恵まれた土地です。駅に近いことから、理由書の通り、利便性の高い

土地であります。添付書類として、資金計画書、排水については、公共下水道に接続しております。また、周辺の農地もございませので、支障ないと思いますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございます。ほかにはございますか。

推進委員 はい、〇〇〇地区推進委員□□□です。先ほど担当委員さんから詳しく説明がありましたように、現地調査を行った結果、周辺の農地への影響はなく、特に問題はないと思われます。審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 ありがとうございます。ほかにはございますか。

ただいま班長さん担当委員さんおよび担当地区の推進員さんから詳細な説明をいただきました。これより質疑に入ります。この件につきましてご意見、ご質問がありましたら、挙手をお願いいたします。

(委員からの意見なし)

議 長 それでは無いようですので、申請の通り、許可相当にすることに賛成の方の挙手をお願いします。

(委員全員の挙手あり)

議 長 全員賛成ですので、議案第 18 号番号 2 については、許可相当と決定し、埼玉県知事に意見を送付いたします。日程第 3 議案第 18 号は以上となります。

議 長 日程第 4 議案第 19 号農業経営基盤強化促進法による農地利用集積計画についてを議題といたします。本議案については、1 人の委員が計画に関係しております。農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項に規定する技術採用の制限がございますので、事務局から議案内容全体の説明をいただきその後、該当委員さんには退席いただき、審議を行いたいと思いますが、そのような方法でよろしいですか。

(委員より、意義なしの声あり)

議 長 それでは、そのような形で進めさせていただきます。事務局で

説明をお願いいたします。

事務局 事務局より議案第 19 号農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について(利用権設定)をご説明いたします。議案書の 3 頁、議案第 19 号資料をご用意ください。それでは表紙を 1 枚めくってください。今回は 61 筆 101,422 m²となります。内訳は、3 年賃借 23 筆 37,718 m²、6 年賃借 15 筆 29,156 m²、6 年使用貸借 6 筆 9,029 m²、9 年賃借 1 筆 3,571 m²、10 年賃借 13 筆 16,805 m²、10 年使用貸借 2 筆 1,074 m²、その他・賃借 1 筆 4,069 m²となります。詳細につきましては、もう一枚めくっていただいた頁以降の調書に、借り手、貸し手、土地の所在等をまとめております。なお、今回の審議に当り、議事参与制限に係る委員の方がいらっしゃいます。先ほど会長からご確認いただいたように、該当委員にはお手数ですが退席をいただき、各審議をお願いしたいと思います。初めての審議のため、利用権について簡単に説明いたします。参考資料の利用権をお手元にご用意ください。利用権とは、農業経営基盤強化促進法という農政部局所管の法律に基づく手続きで、認定農業者や所有者等の申し出を受けて農地の利用集積を行うために、農地の貸借を行うものです。農地の貸借は、通常農地法の許可を受けなければできませんが、利用権の場合は、利用集積計画というものを市町村が定め、それを公告することで貸借の権利を発生させるものです。今回審議に上がっているのは、市町村がこの内容で公告するうえで、農業委員会の決定を受ける必要があるために議案として提出されたものになります。本計画において、町農政部局より農業経営基盤強化促進法の各要件を満たしていることを確認している旨の報告も受けております。ご審議を宜しくお願い致します。

議長 事務局より説明が終わりました。まず整理番号 49 番を除いて、審議いたします。この件につきまして、ご意見ご質問がありましたら挙手をお願いします。

(委員からの意見なし)

議長 それでは、ないようですので、この件について計画案に承認す

ることに賛成の方の挙手をお願い。

(委員全員の挙手あり)

議 長 全員賛成ですので、この件については計画通り承認することに決定いたします。続いて整理番号 49 の審議を行います□□□委員にはご退席をお願いします。

(□□□委員退席)

議 長 この件につきまして、ご意見ご質問がありましたら挙手をお願いいたします。よろしいですか。

(委員からの意見なし)

議 長 それでは無いようですので、この件について計画案に承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(委員全員の挙手あり)

全員賛成ですので、49 番この件については、計画のとおり承認することに決定いたします。□□□委員の復帰をお願いします。

(□□□委員 復帰)

日程第 4 は以上になります。

議 長 日程第 5、議案第 20 号「農地中間管理事業法による農地利用集積等促進計画について」を議題といたします。本議案につきましては、1 人の委員が計画に関係しております。農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項に規定する「議事参与の制限」がございますので、事務局から議案内容の全体を説明していただき、その後、該当委員に退席いただき審議を行いたいと思います。そのような審議の方法でよろしいでしょうか。

(委員より、意義なしの声あり)

議 長 それではそのような形で進めさせていただきます。事務局より、説明をお願いします。

事務局 事務局より議案第 20 号農地中間管理事業法による農用地利用集積等促進計画についてをご説明いたします。議案書の 4 頁、議案第 20 号資料をご用意ください。農地中間管理機構として指定されている公益社団法人埼玉県農林公社は、農用地利用集積等促

進計画を策定し、農地を土地所有者から借り受け、担い手にまとまりのある形で再貸付を行う事業行っています。期間の更新や貸付者の変更の場合も、この計画に基づくことになります。この貸付の計画について、農業委員会の意見を求められております。今回の計画では、畑1筆 850 m²の計画となります。詳細については、資料の促進計画(案)をご確認ください。新たに借り受ける人が一番左側の欄、既に誰かが借りている土地については、真ん中あたりに氏名が書かれているものになります。利用配分計画について、簡単に説明いたします。参考資料の利用配分計画と記載されているものをお手元にご用意ください。農地法上、農地の又貸しは禁止されており、通常はできません。それが唯一できるのが農地中間管理事業の推進に関する法律、通称中間管理法に基づく利用配分計画になります。現在は農用地利用集積等促進計画という名称となり、これは農地利用の効率化等を目的として、中間管理機構として指定された事業所が、地権者と耕作者との間に入り農地の貸付を行うものです。主な利点として、大規模な耕作者ほど、多くの地権者から土地を貸借しており、支払いも個別に行っていたため、事務が煩雑になっていたところを、この中間管理事業を利用すると、耕作者は公社に一括して支払いを行うだけで済み、地権者への支払いは公社が行うため、より事務作業に取られていた時間等について農作業に専念できることになります。流れとしましては、先ほどの議案であった利用権による農地利用集積計画で公社に農地の権利を設定することで中間管理権という又貸しをする権利を取得することになり、その権利を農用地利用集積等促進計画として、担い手などの耕作者に貸付を設定することで成立する貸借になります。この農用地利用集積等促進計画は都道府県知事が公告することにより効力が発生し、貸借成立となるわけですが、資料に記載のとおり農用地利用集積等促進計画の策定には、市町村に作成・提出を求めることができるとなっており、先ほどの利用権と同様に、市町村は必要がある場合には、農業委員会に意見を聞くものとするとなっているため、今回議案として提出さ

れたものです。なお、今回の審議に当り、議事参与制限に係る委員の方がいらっしゃいます。先ほど会長からご確認いただいたように、該当委員にはお手数ですが退席をいただき、各審議をお願いしたいと思います。ご審議宜しくお願い致します。

議 長 事務局より説明が終わりました。それでは審議いたしますこれは□□□委員さんが該当しますので退席をお願いします。

(□□□委員 退席)

議 長 それでは、審議をいたします。この件につきまして、ご意見ご質問がありましたら挙手をお願いいたします。

(委員からの意見なし)

議 長 それでは無いようですので、この件について計画案に承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(委員全員の挙手あり)

全員賛成ですので、この件については、計画のとおり承認することに決定いたします。議案第 20 号については、すべて計画通り承認することに決定いたしました。□□□委員の復帰をお願いします。

(□□□委員 復帰)

日程第 5 は以上になります。

議 長 日程第 6、議案第 21 号「農地法第 3 条の 3 について」を議題といたします。事務局は説明をお願いします。

事務局 事務局より議案第 21 号「農地法 3 条の 3 (相続等による権利移動) について」を説明いたします。議案書の 5 頁、議案第 21 号資料と記載されているものをご用意ください。今月の届出案件は 1 件、10,495 m²になります。滑川町農業委員会会長専決規程の第 3 条に基づき、専決処分とした案件の報告となりますので、一括して説明させていただきます。番号 1、所在地は滑川町大字○○○字○○○×××番×××、畑、2,473 m²外 6 筆、合計 10,495 m²になります。位置については議案第 21 号資料をご確認ください。届出者ですが○○○町大字○○○×××番地×××、□□□様です。届

出事由は相続による農地の所有権取得によるものです。補足として受理状況は備考のとおりです。報告は以上になります。

議長 事務局より説明が終わりました。この件は、会長専決処分の報告となっておりますが、ご意見ご質問がありましたら挙手をお願いします。

(委員からの意見なし)

議長 それでは無いようですので議案第 21 号の質疑を終了いたします。日程第 6 は以上となります。

議長 日程第 7、議案第 22 号「農地法第 5 条届出について」を議題といたします。事務局は説明をお願いします。

事務局 事務局より議案第 22 号「農地法 5 条(届出)について」を説明致します。議案書の 6 頁、議案第 22 号資料と記載されているものをご用意下さい。今月の届出案件は 2 件、461 m²になります。滑川町農業委員会会長専決規程の第 3 条に基づき、専決処分とした案件の報告となりますので、一括して説明、朗読をさせていただきます。番号 1 ですが所在地は滑川町〇〇〇×××、畑、231 m²になります。位置については議案第 22 号資料 1 をご確認ください。届出者ですが〇〇〇市〇〇〇×××、□□□様です。届出事由は売買により所有権を取得し、住宅用地として利用する為、転用したいというものです。補足として市街化区域内の農地であり、受理状況は備考のとおりです。番号 2 所在地は滑川町大字〇〇〇×××、畑、230 m²になります。位置については議案第 22 号資料 2 をご確認ください。届出者ですが〇〇〇町〇〇〇×××、□□□様です。届出事由は売買により所有権を取得し、自己用住宅を建築する為、転用したいというものです。補足として市街化区域内の農地であり、受理状況は備考のとおりです。報告は以上になります。

議長 事務局より説明が終わりました。この件は、会長専決処分の報告となっておりますが、ご意見ご質問がありましたら挙手をお願いします。

(委員からの意見なし)

議 長 それでは無いようなので議案第 22 号の質疑を終了致します。
日程第 7 は以上になります。

議 長 本日の総会に付議された議案は全て終了致しました。それでは、
閉会にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。
(委員より異議なしの声あり)

議 長 滑川町農業委員会、令和 6 年第 4 回総会は、閉会することに決定致しました。ご協力ありがとうございました。

事務局 北堀会長、議事進行お疲れ様でした。委員の皆様におかれましても慎重審議をありがとうございました。最後に、総会を終了させていただきますが、杉田職務代理より、閉会のご挨拶をお願いします。

職務代理 今日は議題の方で、慎重審議をありがとうございました。今日はこれからだいぶ温度が上がりそうですが健康の方ご留意ください。これで令和 6 年第 4 回滑川町農業委員会総会を閉会いたします。ありがとうございました。

本会議の顛末を記載し、その内容が正確であることを証するため、ここに署名します。

令和6年5月24日

議 長 北 堀 高 茂

署名委員 赤 沼 裕

署名委員 大 嶋 剛